

高鍋町告示第51号

令和2年第3回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和2年11月27日（金）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○応招しなかった議員

令和2年 第3回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和2年11月27日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第90号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第91号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第92号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第93号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第94号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第95号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 発議第5号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 発議第6号 高鍋町議会委員会条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第90号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第91号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第92号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第93号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第94号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第95号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 発議第5号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 発議第6号 高鍋町議会委員会条例の一部改正について
-

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |

6番	後藤	正弘君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	緒方	直樹君	16番	青木	善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	島埜内 遵君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				杉 英樹君
町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から、令和2年第3回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

令和2年第3回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、先日、11月24日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員2名欠席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の2名、また、議会事務局より日程説明のため、

議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今臨時会に提案されます案件は、議案第90号高鍋町の一般職の給与に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正が2件、議案第92号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）、議案第93号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）など、特別会計補正予算が3件、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、発議第6号高鍋町議会委員会条例の一部改正についての8件であります。

それぞれの案件につきまして執行部より説明を受け、意見を求めましたが、特になく、その後、議会事務局長より日程についての説明があり、会期につきましては、本日1日限りとすることで委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、黒木正建議員、10番、古川誠議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日11月27日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月27日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第90号

日程第4. 議案第91号

日程第5. 議案第92号

日程第6. 議案第93号

日程第7. 議案第94号

日程第8. 議案第95号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第90号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第8、議案第95号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。

議案第90号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第95号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第90号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、人事院勧告に準じて本町職員の給与改定を行うとともに、国、県からの技術的助言に基づき級別標準職務表の改定を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、期末手当支給月数の引下げ及び級別標準職務表中、「同等の職務」を削り、職務名を明確化するものでございます。

次に、議案第91号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国の特別職職員の特別給の改定に準じて、本町常勤特別職の期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。

次に、議案第92号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ281万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億3,817万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、今議会に上程させていただいております給与に関する条例の一部改正に伴う人件費及び特別会計繰出金の減額並びに高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金の増額で、歳入では、財政調整基金繰入金の減額でございます。

次に、議案第93号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,253万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では人件費の減額で、歳入では一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第94号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,193万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく、人件費の調整でございます。

次に、議案第95号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ9万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,509万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく、人件費の調整でございます。

以上、6件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） それでは、条例関係について詳細説明を申し上げます。

議案第90号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事委員会の置かれていない市町村においては国の給与改定等を受けて具体的な給与改定方針を決定することとされております。このため、人事院勧告に準じ職員給与の特別

給を改定するため所要の条例改正を行うものでございます。

特別給、いわゆるボーナスにつきまして、民間の支給状況等を踏まえ、0.05月分引き下げて、期末手当に反映し、改定後の月数を期末手当が年間2.55月、勤勉手当が1.9月の計4.45月とするものでございます。

また、級別標準職務表の改定についてでございますが、「職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない」という職務級の原則を徹底することが求められております。

条例の規定により職員の職務はその複雑困難及び責任などにに基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は級別標準職務表に定めると規定されております。

現行の級別標準職務表は、「この職と同等の職」という表記があり、職名が不明確であることから、今回の改正におきましてその表記を削除し、職の明確化を図るものでございます。

次に、議案第91号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、特別職の国家公務員給与も改定されたことから町もそれに準じまして、常勤特別職である町長、副町長及び教育長の特別給の改定を行うものでございます。

内容につきましては、一般職と同様に特別給を0.05月引き下げ、期末手当の月数を年間3.35月とするものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第92号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）から、議案第95号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件の補正予算について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、主に高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整でございます。

初めに、一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。予算書につきましては、8ページからとなります。

8ページの議会費から23ページの教育費まで、給与条例の改正に伴う期末手当及び共済費の減額並びに各特別会計への繰出金の減額を計上しております。

人件費以外のものとしたしましては、9ページをお開きください。

中段ほどになりますが、諸費に高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金50万円を計上いたしました。

戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。歳出の減額に合わせまして財政調整基金繰入金の減額を計上したところでございます。

一般会計補正予算（第9号）についての説明は、以上とさせていただきます。

続きまして、議案第93号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第94号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第95号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましても、歳出におきまして給与条例改正に伴う職員の期末手当及び共済費の減額を計上させていただきます、歳入におきまして一般会計繰入金の減額を計上したところでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 「人事院勧告に基づくもの」との説明がありましたけれども、ラスパイレスはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

この会計年度任用職員に関しても適用されるのかどうか。議案第92号には、後ろのほう、24ページにはちゃんと書いてありますので、多分適用されるんじゃないかなというふうには思いますけれども、大体、1人当たりの金額というものは出されているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） まず、ラスパイレス指数についてのお尋ねでございます。

まず、ラスパイレス指数につきましては、国の行政職の給料月額を100として比較するものでございますが、令和2年の数値についてはまだ公表されておられませんので、昨年の数値で申し上げますと、高鍋町のラスパイレス指数は97.0となっております。

ちなみに、県内26市町村中、県内で15位という数字となっております。

続きまして、今回の給与改定、期末手当の引下げについて会計年度任用職員にも適用されるのかという御質疑につきましては、会計年度任用職員につきましても一般職の給与の支給に準じるとなっておりますので、その適用をされるということになります。

それから、期末手当の影響額でございますが、会計年度任用職員分については、まだちょっと試算ができておりませんが、一般職に関して申し上げますと、今回の改定に伴う期末手当の影響額は、約270万円の減額ということになります。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで、質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第90号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第90号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

確かにコロナ禍にあって、国全体の経済の落ち込みは尋常でないのは理解しているつもりです。しかし、その中にも行政を担う職員はコロナの脅威にさらされながらも頑張っていることは皆さんも承知されているところです。

今回は、期末手当のみの減額とされた理由もそこにあると考えます。また、質疑による答弁でも明らかなように、ラスパイレスについては、現状を打開する必要があると考えます。格差をなくし、働きやすい環境を構築するためにも、減額には賛成することはできません。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第90号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第90号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第91号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第91号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第91号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第92号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第92号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）に反対の立場で討論を行います。

この案件には、賛成できる高鍋高校ラグビー部補助や特別職給与に関する予算もありますが、一般職に対しての期末手当減には反対です。

コロナ以降、それぞれ工夫を凝らして町民対応がしっかりとできるよう一丸となって頑張っている姿を見てきました。こんな時だからこそ自治体労働者を励ますことは大切な議会の仕事だと考えています。したがって、一般会計予算（第9号）以下を反対といたしたいと思います。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから、議案第92号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第92号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第93号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第93号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第93号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第94号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第94号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第94号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第95号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第95号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第95号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9. 発議第5号

○議長（青木 善明） 日程第9、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

提出者、高鍋町議会議員、緒方直樹。

賛成者、同じく高鍋町議会議員、杉尾浩一、古川誠、中村末子、日高正則、永友良和、後藤正弘、松岡信博、八代輝幸、黒木正建、春成勇、黒木博行、最後に、田中義基議員であります。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

こちらの提案理由を説明いたします。

本案につきましては、国の特別職職員の特別給改定に準じまして、本町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げます。

また、本年度は12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、1.50月分に、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げ、1.525月分に引き下げます。

以上になります。

○議長（青木 善明） 以上で、説明が終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第6号

- 議長（青木 善明） 日程第10、発議第6号高鍋町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。委員長、永友良和議員。

- 2番（永友 良和君） 発議第6号高鍋町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出者、高鍋町議会運営委員会委員長。

それでは、提案理由を説明いたします。

改正の内容は、2つの常任委員会の名称の変更及び2つの常任委員会の所管のバランスを考慮し、所管を変更するものでございます。

名称といたしましては、総務厚生常任委員会と文教産業建設常任委員会とし、所管を総務厚生常任委員会は、総務、福祉、保健衛生及びほかの常任委員会に属しない事項に関する事務の調査並びに議案、請願、陳情等の審査、文教産業建設常任委員会は、文教、産業、経済、土木建設に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査とするものであります。

なお、附則にありますように、令和2年12月3日から施行するものであります。

全議員の御賛同を賜りますよう、よろしく願います。

- 議長（青木 善明） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、発議第6号高鍋町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

これで、令和2年第3回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員